## 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成29年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

藤岡市長 新 井 利 明

## 平成29年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成29年度藤岡市の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

平成30年3月31日

藤岡市長 新井 利明

## 第1表 繰越明許費

(単位 千円)

		款							項						事		業		名			金	È	額	
1 公	共	下	水	道	費	1	公	共	下	水	道	費	公	共	下	水	道	建	設	事	業			33,	177